

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

埼玉県公安委員会委員長 佐 藤 久 仁 恵

埼玉県公安委員会規則第 2 号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる
司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年埼玉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 4 号中「、同部公安第三課」を削り、「同部警備課」を「同部警備第一課」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。